

○事務局長

それでは、ただいまから平成 30 年度第 9 回多良木町農業委員会総会を開会いたします。まず、谷口会長よりごあいさつをお願いいたします。

○会長

(会長挨拶)

○議長

それでは早速ですが、議事に入らせていただきます。

日程第 1 の議事録署名委員についてですが、私の方にご一任いただきますでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは私の方から指名をさせていただきます。

2 番の児玉委員、3 番の小田委員をお願いします。書記につきましては事務局の方で務めてまいります。

○議長

日程第 2、議案第 30 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

議案の説明を事務局よりお願いします。

○事務局長

それでは、日程第 2、議案第 30 号のご説明を申し上げます。

内容の説明に入ります前にですね、大変申し訳ございませんけども資料の訂正をお願いしたいと思います。

1 ページをお開きください。1 ページに申請物件等の箇所を書いておりますけども、この 2 番目のですね、●●さんのところですけども、申請物件の地番を書いているところの合計の筆数を 1 筆としておりますけど、ここ 2 筆にご訂正をお願いします。

それとその下ですけども、同じく 3 番の●●さんの申請物件ですけども、こちらの方も、すいません 1 筆としておりますけど、合計 2 筆ということをお願いしたいと思います。

それと一枚紙で図面をお配りしておりますけども、こちらが 5 ページのですね、3 番の●●さんのところの物件でございますけども、通知でお渡ししております図面と示しているところが若干違うところございましたので訂正をさせていただきたいと思えます。こちらの方は後で説明したいと思います。

大変申し訳ございませんでした。それでは内容の説明に入らせていただきます。

(4 件の申請についての説明)

○議長

はい。ありがとうございました。

ただいまの議案の説明に関連して現地調査の結果の報告をお願いしたいと思います。

4 番。

○4番

議案第 30 号の農地法第 3 条の許可申請に対する調査報告をいたします。4 件とも一緒に説明いたします。

まず、番号 1、譲り渡し人●●● ●歳、譲受人●●● ●歳、親子です。申請物件につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農用地区域外農地となっておりまして、親子間の贈与のための所有権移転となります。

許可の判断につきましては、農地法第 3 条第 2 項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで申請は妥当であるとの協議結果でございました。番号 1 の報告は以上です。

次番号 2 です。譲り渡し人●●● ●歳、●●● ●歳、●●● ●歳です。譲受人●●● ●歳です。番号 2 の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、2 筆とも農振農用地区域内農地となっておりまして合計面積●●●●平米の売買による所有権移転となります。

許可の判断につきましては、農地法第 3 条第 2 項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで、申請は妥当であるとの協議結果でございました。番号 2 の報告につきましては以上です。

次は番号 3 の申請です。譲り渡し人●●● ●歳、譲受人●●● ●歳、この方は近所だそうです。番号 3 の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、2 筆とも農振農用地区域内農地となっておりまして、無償贈与のための所有権移転となります。

許可の判断につきましては、農地法第 3 条第 2 項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで申請は妥当であるとの協議結果でございました。番号 3 の報告につきましては以上です。

番号 4 です。譲り渡し人●●● ●歳、譲受人●●● ●歳、番号 4 の申請につきましては、先ほど説明された箇所になりますが、農用地区域外農地となっておりまして、売買による所有権移転となります。

許可の判断につきましては、農地法第 3 条第 2 項に規定する不許可の要件には該当せず、許可要件を満たしているということで申請は妥当であるとの協議結果でございました。番号 4 の報告につきましては以上です。

すいません。調査した者はですね 2 番委員、18 番委員、私と事務局で昨日の 11 日に調査いたしました。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

議案第 30 号の調査委員からの調査報告も終わりました。

これより質疑に入ります。議案第 30 号について何かご質問、ご意見等ありましたら出していただきたいと思いますが。

(質疑・異議なし)

ないようですので、全員賛成ということで議案第 30 号は原案のとおり許可することに決定をさせていただきます。

○議長

続きまして、日程第 3、議案第 31 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。本件については、議事参与の制限に関わる方がおられました。16 番委員当該案件が審議終了するまで退席をお願いします。

16 番委員が退席されましたので、退席された委員に関する議案の説明をお願いします。事務局。

○事務局

日程第 3、議案第 31 号、多良木町農用地利用集積計画に対する意見決定について、平成 30 年第 12 回多良木町農用地利用集積計画を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による別冊の計画書について、11 月 30 日付けで多良木町長より農地利用集積計画の決定を求められております。まず退席された方の分のご説明をいたします。

(退席した委員の件についての説明)

以上計画要請内容につきましては、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。

○議長

退席された方の議案の内容の説明が終わりました。この件について皆さんがたのご質問なりご意見なりありましたらお聞きしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということですので、退席された委員の入室をお願いします。

○議長

それでは、議案第 31 号の残りの議案の説明をお願いします。

事務局。

○事務局

別冊、集積計画書の総括表にてご説明いたします。

(全体の説明)

以上計画要請の内容につきましては、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。

以上よろしくをお願いします。

○議長

はい、ありがとうございました。

ただいま議案の説明の中でありましたように、全て適格要件を満たしているということでした。

この議案第 31 号につきまして、ご質問、ご意見等あります方は出していただきたいと思ひます。

はい、6 番。

○6 番

実はあの黒肥地の●●さんが売られるということで、公社との立ち会いをしたんですけども、ご覧のとおり反当りが非常に安くてですね、●万円ということで、これでいいもんかなということを感じております。今後これがほかの人たちが売られる場合に●万円という単価がですね、影響しないかということをお心配してあります。あまりにも水田にしては安くてですね。ただ条件的に高畔がありまして、管理するには非常に大変だと思っております。

今私も斡旋依頼を受けてあたっておりますけれども、この水田よりも状況が少し悪いんですよ、その田んぼは。ここはある程度乾田化しておりますけれども、私が受けておるのは水稲だけしか作られず、冬場はもう半湿田で乾かないところで、だいぶあたりましたけれども今のところはだれも買い手がなひ。一応反当●万円ということであつておりましたけれども、この件のように下げていいもんかなということを感じておりますので、皆さんのご意見がありましたらばお聞かせいただければと思ひまして質問しました。以上です。

○議長

はい、ありがとうございます。

まずですね、単価設定の経緯についてわかるかな。●万円の単価設定の経緯。

事務局。

○事務局

8月の総会であつたかと思ひますけれども、この物件について総会でございました。

現地は公社の方と9番委員それから14番委員と同行いただいたんですけども、のり面が上の方が高くて下の方も3メートルあつて、水はけは悪いうえに水が取れないつていふような場所つていふところで、それと鉄塔も建つておりますので地役権の設定が入つてるところになります。

それで、他のところと同じ●●というところでも、あとのほかのところの農地等はちよつと違ふ、違ふつていふか、価格の影響は受けないだろうというところであつてもいいのではないかということ、委員さん達の意見も売れるときに売つた方がいいんではないかというご意見をいただいたという経緯がござひます。以上です。

○議長

はい。ほかにですねこの件について何かご意見などある方は出していただければと思ひますが。

7 番。

○7 番

私も黒肥地の現況はわからんとですけど、実際今から先の問題として私の考えはですよ、先般総会にも意見を言ったんですけど、やはり農業委員会が土地の購入価格までタッチしていいのかということです。私も物件を2箇所抱えとつとですけど、やはり農業委員会として町の最低価格ですよ、それを提示しながら交渉しとつとですけど、なかなか買い手が見つからないというのが現状です。

それで、やはり受益者の方が、今から先管理ができない状況ならですね、お互いにそういう話し合いができとつとなら通してもいいんじゃないかなあと私の個人的な意見ですけど。やはりそういう問題が今からどんどん山積して、町全体がそういうことで耕作放棄地が増えて管理ができないということであればですね、やはり農業委員会として承諾したほうがいいんじゃないかなあって私の個人的な考えです。

しかし農業委員会がどこまでその価格交渉の立場で意見を言われるかっていうことになれば、私の判断じゃできないと思いますので、それを皆さんのご意見を聞きながら最低限でもやはり価格交渉に入るべきじゃないかなあと私は思います。自分の地域でもですね、借り手がおれば委託したいっていうことで相談を受けておりますけど、やはり小作に出しても小作人がいない時代に入ればですね、そういうことで買い手があれば認めるべきだと私は思います。以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

6番。

○6番

事務局長にお尋ねします。

今からこういう案件が非常にたくさん出てくると思います。そういったことで価格の問題ですけれども、これは一対一で話すのではなくてですね、やはり売り手と買い手と事務局の方も入っていただいて価格はある程度決めていただかなければ、売り手買い手だけでしていけば、いろんな問題が発生するのではなかろうかと思っておりますので、その点は事務局長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長

事務局長。

○事務局長

ただいまの6番委員さんからのご質問でございますけども、この価格につきましては今皆さんがたからいろいろご意見が出ていますとおりですね、非常に難しい問題だと思います。

また、こういった価格の交渉あたりをしていただくときにですね、非常に農業委員さんたちも迷いながら交渉されているのがちょっと分かったところでですね、今後どうやってそういった交渉をしてもらうのが一番いいのかなということで、私も今聞きながら考えているところですけども、6番委員さんから言われました事務局も入るっていうこ

とですけれども、うちの方でもですね、農業委員さんと同じところの立場でですね、なかなかこう言える立場ではないと思いますので、事務局が入っても特にそういった交渉でスムーズにいくかといえはちょっと疑問があるところがございます。それで、解消方法としましては、ある程度この農業委員会の中でですね、そういった最低価格を決めるとか、もしくは、この総会場でこういう案件があるんだけどこの金額でいいのかどうかというご意見を聞いて交渉にあたりとかですね、そういった形でいくのがいいのかなと今のところは思ってるんですけど。

またちょっとよその町村あたりにもですね、どういった交渉をしているのかを尋ねてみてですね、また次回の総会あたりでご報告できればなというふうに考えております。

以上です。

○議長

6番いいですか。

○6番

はい。

○議長

ほかにありませんか。

11番。

○11番

今の件ですが、私の考えはですね、今6番委員が言ったのも一理あります。7番委員の意見もそうだろうと思いますが、やはり相対で個人的にしているのは、多分もうその中で決めて来られているんじゃないかなと、お互いに。その中に例えば農業委員会が入りあるいは事務局が入って、安いですよ高いですよというのはなかなか言えないんじゃないかなというふうな気がします。やはり農業委員会の方に初めから斡旋されているものについては、ある程度ですね、価格維持できるような形で進めていくと。あとはもう個人対個人でされるのは、なかなかその中に改めてですね、安かでもうちょっと上げてもらえんとかとか、あるいは下げてもらえんとかというような話は、私はちょっと交渉として入っていかれる場じゃないんじゃないかなというふうに感じますので、皆さんがどうお考えかわかりませんが、私はそういうふうに考えております。

以上です。

○議長

はい、ありがとうございました。

今11番委員の意見のように価格については、本当に微妙な関係にありますのでですね。ほとんどが価格設定については双方で相対で決めて来られる。決めてないのはですね、斡旋依頼があった案件だけなんですよね。こういったことで売ってください、買ってくださとか地権者からの要請案件に価格は決められていなくて、あとについては、ほとんど相対で決めてあるということで、それに農業委員さんなり事務局なりが口出し

するのは非常にこう微妙なところがありますので、現在のとおりにやっぱり進めていくべきかなと思います。

それと事務局長がお答えしましたように、他町村の事例もちょっと調べてみるというようなことでしたので、この件については今回進めているような状況で許可をしていただけだと思いますが。本当お金のことは難しいんですよ。ただ、今回の案件も相対で価格は決めてきておられると聞いておりますので、これについてどうこう言える立場ではないのかなと思っております。

確かに悩ましい問題ですが、斡旋依頼等がきた案件については、そういったことで中に入って今までの事例ですね、大体こういった条件の時はこのくらいで取引がなされておりましたよとかそういった言い方をしながら調整をしてみてください。お願いします。

ほかにありませんか。

(質疑・異議なし)

ないようですので、議案第 31 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、議案第 31 号は原案のとおり決定いたします。

○議長

続きまして日程第 4、議案第 32 号、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断についてを議題といたします。議案の内容の説明をお願いします。

事務局。

○事務局

日程第 4、議案第 32 号の内容についてご説明いたします。

毎年、農地法第 30 条第 1 項に基づく農地利用状況調査という農地パトロールを毎年ですね、農地を全筆調査することになっておりますけれども、今年度は 8 月と 10 月から 11 月にかけての 2 回、各地区 6 班に分けて実施いたしました。調査によって発見いたしました遊休農地のうち、再生利用が困難であり荒廃農地地区の B 分類とした農地についてですね、農地法の運用についてという規定がございますけれども、第 4 (3) (4) の規定によって農業委員会の総会等で農地に該当するか否かについて必要に応じて審議することになっております。

議案第 32 号の農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断についてご審議いただいて、非農地化を妥当であると決定された場合には、B 分類に判断した年内に所有者等に非農地通知を発送いたしまして地目変更の登記をしていただくことになります。非農地化は否ってということで耕作できる農地ではないかということで決定された場合には、この対象農地は、B 分類から再生利用が可能である A 分類へと移行いたしまして、所有者等に農地の保全をお願いし利用意向調査を行うことになります。大まかな流れはそういったこととなります。

議案第 32 号の案件ですけれども、8 ページに掲げました所有者等が 5 名、6 筆の農

地でございます。

(6筆の農地についての説明)

この農地は全筆ですね、農振除外地であって交付金等の対象農地ではございません。

また、基盤整備事業実施等の計画も今のところない土地でございます。

以上説明を終わります。

○議長

ただいま議案第32号の説明が終わりました。

この件について何かご意見等ありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

2番。

○2番

昨日ですね、私と4番委員と18番委員と事務局2名で調査に行ってきました。

現地は、8月24日の農地パトロールで荒廃農地B分類で判定されたところで、今言われましたように2,351.3平米の農地ですが、黒肥地通りとくま川鉄道の交差する踏切から東の方に入った場所であって、元営林署や宝来堂の裏に当たる場所です。西側には水路があって、北側のくま川鉄道敷地と東側の隣接する農地に囲まれた2メートルほど低くなっておりまして、行ってみましたが、竹が生い茂ってしまっていて、センダンの木がもう見上げるほど大きくなっています。だから随分年数が経っているなあというのを思いました。それでだいぶ長い間耕作をしていないところだと思います。農業用の機械を入れるのも、こっち側とこっち側の方に、らしきものはありましたが、かなり難しいかなあと思いました。人力で耕地をしたりとか整地っていうのはかなり困難で、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な農地であると見受けられます。

それで、農地法第2条第1項に規定する農地ではない非農地と判断できるんじゃないかなと考えますので、以上事前調査の報告を終わります。

○議長

調査委員からの調査の報告もありました。ほかに。

はい、13番。

○13番

今事前調査のお話もありましたけども、この図面をしてみる限り周辺にもやっぱり農地がありますよね。だからこの周辺にそういう悪影響を及ぼすようなこととかは考えられませんかね。センダンの木が高く生い茂っておるという話ですけども、これを放っておくと木が成長してですね、その周辺にいろんな影響が、多分害虫とかがそこら辺にまた寄ってきたりすることが懸念されますので、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

○2番

竹の根が隣に。

○議長

13番。

○13番

ですね。だからこれを放っておけば、もっとこれが生い茂る可能性はありますよね。

(聞き取り不可)

調査委員からの報告によりますと、もう復元が不可能でB分類の判定だということですので、これを復元して隣接農地に影響ないようにしなさいというのはちょっと無理かなというような気もしております。

○議長

ここではですね、農業委員会とすれば農地・非農地の判断はしていきますが、その後の指導、行政指導はうちではできんのかな。隣の農地に影響を与える可能性はありますが、そこまで踏み込まれんのかな。(聞き取り不可)

ただ農業委員会とすれば、そういった案件があった場合には、調査してその判断をします。確かに非農地として適当か、あるいは農地として復元しなければいけない箇所であるかっていう判断をするところですので、調査委員から報告があったように、もう無理だという判断ならば非農地化を私はやむをえないんじゃないかと思います。

はい、6番。

○6番

ここがBという判断ならば、私のところにあります●●さん。この方もそういうふうにしていただきたいと私は思いますけれども、それを簡単に非農地化していけば、荒れていくばかりですから、やはり1回か2回かはですね、刈ってもらえんのかというような通知を出す必要があるのではなかろうかと私は思います。

でないと、よか例であそこは非農地になったっじゃらってということで認めていけば、どこもそこもそういうふうになってくるんじゃないかろうかと思しますので、再度、地主さん達にですね、通知を出して木を切ってくださいとかいうような打診をする必要があるのではなかろうかと私は思いますが。

○議長

事務局の考えは。

○事務局

この場所は何年前から農地パトロールで上がってきた物件なのかっていうのは、ちょっと私はわからないんですけど、多分、長年そういった農地パトロールで上がってきておまして、切ってくださいというのは毎年ですね、言ってきてある物件であるにも関わらず、やはり耕作もできない飛び地なので機械とかもできないっていうようなことで放置されているのではないかなと思います。

○議長

もうずっと以前から指導をしてきているが、現状は変わらないということだそうですね。

6番。

○6番

伐採費用を本人さん達に出していただいて業者に頼んで切っていただくというような指導はでけんのかな。

○議長

事務局。

○事務局

まずここに至った経緯なんですけど、もうかなり前から荒れている状況でございますが、一応農業委員会は年に一度、利用状況調査っていうのを全筆農地を見回って荒廃度っていうか、荒れ度に対してA判定B判定という形で、Aは農地に復元してくださいという指導、草を切ってっていう話ができるんですけど、B判定にされたものについては、県等の取り扱い等もあって年内中に非農地判断をなさいたいということでなっております。理由としては、荒廃農地が増えて荒廃地が全然減少の傾向にないということで、農地を農地でないものになさいたいっていうような指導が数年前からあっております。

今回上がってきた案件については、B判定ということで話し合いの結果なりまして、非農地判断をすべきものということで今回上げたところございます。確かに、近隣の方に迷惑かけるっていうことで切ってくださいということは、こちら側としてお願いはしていかなければいけないのですが、今後仮にここがB判定ということで非農地化されて地目が変わったあとは、うちの管轄外になってしまうということでですね、お金を出して切ってくれっていうお願いも若干やりづらい部分もあります。今まできちんと保全していただいておれば特段問題もなかったんですけど、現況がそのような状況ですので、今後も改善をお願いしても多分きれいにさせていただく見込みはちょっとないのかなということで、事務局の方も懸念しているところでございます。

一応このような案件につきましては、判断をしてもらって年内中には非農地としましたということで県とか法務局に通知をしなければいけないので、パトロールをやって農地として管理はもう無理だから農地の区分からはずそうという考えのもとで今回上げたところでございまして、今後また同じような農地が上がってきた場合も踏まえてですね、ご協議をしていただければと思っております。よろしく申し上げます。

○議長

国の方針としてですね、遊休農地・耕作放棄地がどんどん増えるものですから、農業委員会は何しととやという意見が多くあるそうです。ですので、今はそういった遊休農地・耕作放棄地の解消は非常に厳しい部分があるものですから、AB区別をしてB分類は今後の農地復旧が不可能だというような判断をしたところは非農地化をする。耕作放棄地の分母を切り捨てて耕作放棄地の率を下げろという方針なんです。ですので、事務局が説明したように、今は非農地化を進めるという指導がずっとあっております。

国全体そういったことになっておりますので、そのために農地パトロールをしてABの分類をして、B分類についてはもう農地からなくせという指導があっております。そ

ういったことで今後進めていくこととなりますが、うちはですね今回こういった農地の判断ということで何筆か上がってきておりますが、少しずつですが、非農地化を進めながら耕作放棄地の率を下げていきたいということも考えております。

ただ、この件については、今いろいろご意見いただいておりますようなことで最終的に判断をさせていただきたいと思っております。

13 番。

○13 番

今後、政府の方針がそうであるならばですね、やはりこのBという段階に入ったときはそういう形で非農地にできるように皆さんで協議して、非農地が承認されるようであればそういう進め方をしたいんですけども、パトロールをする際は、そういう案件をちゃんと把握しながら決めていくべきじゃないかと私は思っています。以上です。

○議長

ほかにありませんか。

(意見等なし)

それではですね、この案件については、5筆とも非農地ということで決めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、議案第 32 号については、5筆とも農地法第 2 条第 1 項に規定する農地には該当しないという判断をすることに決定をさせていただきます。

○議長

続きまして日程第 5、議案第 33 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の別段の面積、下限面積の検討についてということで議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局

日程第 5、議案第 33 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の別段の面積、下限面積の検討について農業委員会の適正な事務実施に関する農林水産省経営局長通知に基づき、多良木町農業委員会で定めている農地法第 3 条第 2 項第 5 号の別段の面積について検討していただくというものです。

この下限面積につきましては、本来、50 アールという基準面積がございますが、それを下回っても大丈夫ということで、平成 26 年の 12 月の総会でお話し合いのもと議決をいただき、27 年の 4 月 1 日から球磨川以北・幸野溝以南については、20 アールということで定めさせていただいております。農地法と農地法施行令等を基準にして設定をさせていただいたわけなんですけど、毎年一回見直すということで決められております。現在ですね、20 アールということで決められておりますが、今特段の問題はないというところで事務局の方でも滞りなく事務を行っているところでございます。

今後どうするかということで、そのまま継続していくのか見直しを行うのかという

ことについてですね、今回ご協議をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長

ただいま事務局から説明がありましたように、多良木町の農地の下限面積についてはですね、現在の面積設定で何ら問題が発生してないということです。

この件について皆さんがたのご意見等ありましたらお聞かせいただきたいと思います。

(意見・異議なし)

現在の下限面積のままでも進めていいですかね。

(「はい」の声あり)

それでは、議案第 33 号の下限面積の検討については、現在の下限面積で今後も進めるということで決定させていただきます。

○議長

日程第 6、議案第 34 号、事前調査委員の指名についてを議題といたしますが、これにつきましては、来年明けて 1 月の総会を 10 日木曜日午前 9 時からと事前調査を前日の 9 日水曜日の 9 時からということで考えておりますが、調査委員については、5 番委員、6 番委員、19 番委員にお願いしたいと思っております。この日程と調査委員さんのご都合いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、来年明けまして 1 月の総会を 10 日の木曜午前 9 時から、調査を 9 日水曜日の午前 9 時からと決定いたしました。調査委員につきましては 5 番委員、6 番委員、19 番委員ご苦勞ですがお願いをしておきます。

○議長

報告事項に入ります。

日程第 7、報告第 10 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による小作地の合意解約の報告についてを議題といたします。

事務局より報告をお願いします。

○事務局

平成 30 年の 10 月 26 日から平成 30 年の 11 月 26 日まで報告がなされたものをご説明申し上げます。

(内容説明)

○議長

はい、ありがとうございました。

以上で報告第 10 号は終わります。

以上で本日提案しておりました議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

議事録につきましては、発言内容に支障の無い範囲で調整させていただくことをご了承ください。

○事務局長

それでは、以上をもちまして平成 30 年度第 9 回多良木町農業委員会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末に相違ないことを証する為に、ここに署名捺印する。

議長

委員

委員

書記